

小金井都市計画図

小金井市全城市街化区域

凡 例	
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	都市計画公園
	都市計画墓園
	ごみ処理場
	都市計画河川
	一団地の住宅施設
	特別緑地保全地区
	地区計画区域
	高度利用地区
	市街地再開発事業区域
	土地区画整理事業区域

種 別	建築面積 敷地面積	高さからの 制限	高さ制限
	4/10以下	1.5m以上	2m以上 15m以下

(注)ただし、用途地域等の制限と比較し、初期の厳しい部分が適用される。

●地域地区および日影規制

表示	用途地域	建築物 の防火 防煙 性能	防火 防煙 性能	日影規制		制限される 建築物 の 高さ
				規制される日影時間 （敷地面積からの水平距離 3mをこえる10mをこえる 10m以内距離）	制限される 建築物 の 高さ	
住	第一種低層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	1.5m
	第一種低層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	1.5m
	第一種低層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	1.5m
	第一種低層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	1.5m
系	第一種中高層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	高さ が 10m を こ え る 建 築 物
	第一種中高層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	
	第一種中高層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	
	第一種中高層住居専用地域	○	○	(一)	3時間以上 2時間以上	
商	準工業地域	○	○	(一)	4時間以上 2.5時間以上	高さ が 10m を こ え る 建 築 物
	近隣商業地域	○	○	(一)	4時間以上 2.5時間以上	
	近隣商業地域	○	○	(一)	4時間以上 2.5時間以上	
	近隣商業地域	○	○	(一)	4時間以上 2.5時間以上	
業	商業地域	○	○	(一)	5時間以上 3時間以上	規 制 対 象 外
	商業地域	○	○	(一)	5時間以上 3時間以上	
	商業地域	○	○	(一)	5時間以上 3時間以上	
	商業地域	○	○	(一)	5時間以上 3時間以上	

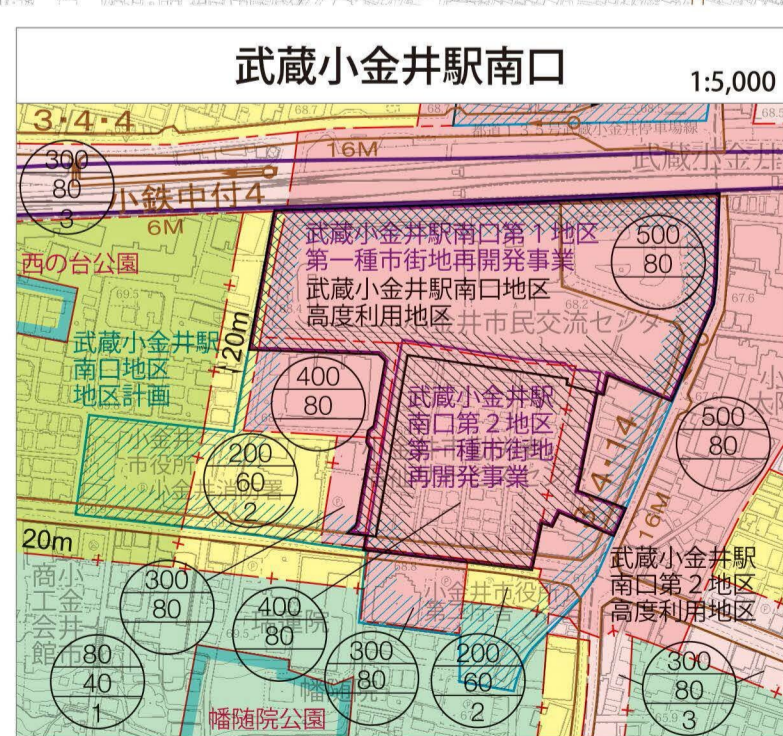
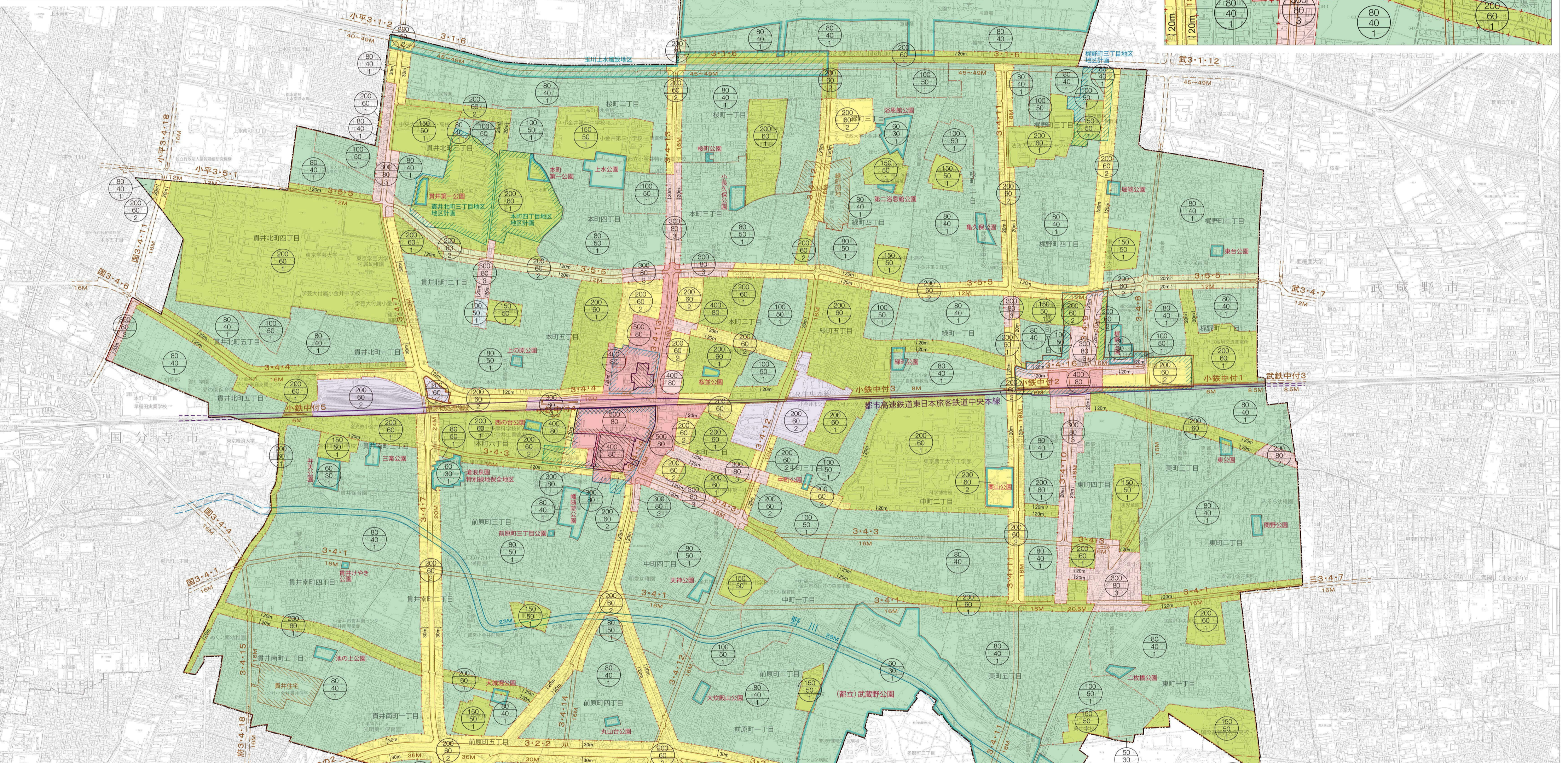
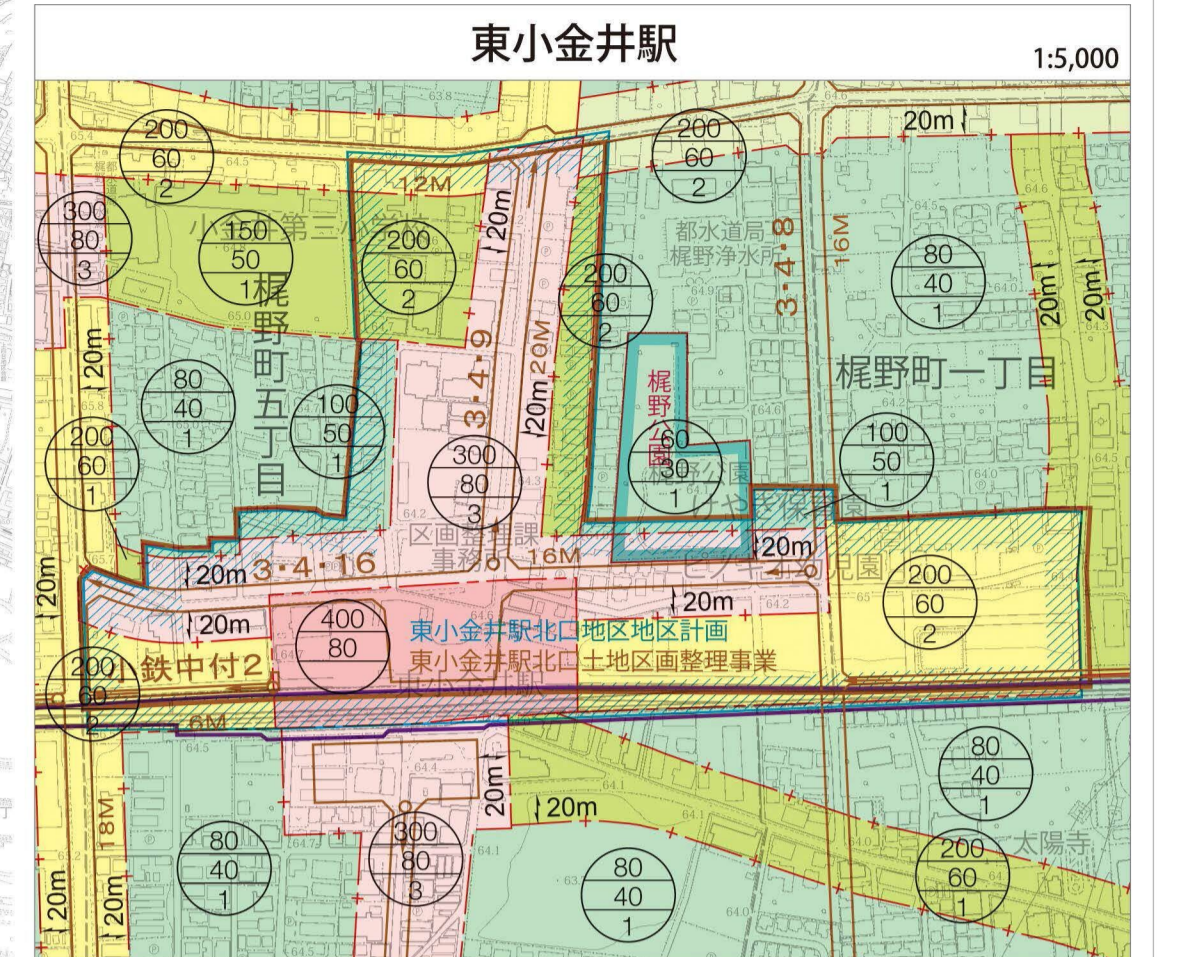
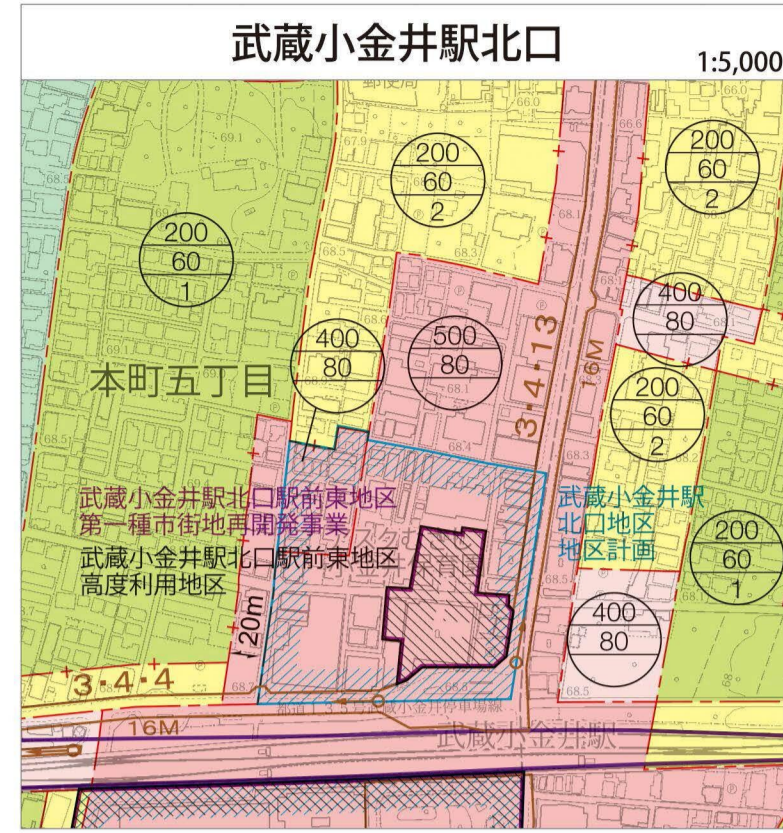
・防火地域又は準防火地域の指定がない場合は、建築基準法第22条第1項の規定に基づく区域に指定されています。

・小金井市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）の宅地造成等工事規制区域に指定されています。

敷地面積の最低限度100㎡
(前原町4丁目)

●高度地区の高さ制限

	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる、以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。



●地域地区境界線にて道路・河川・鉄道等によるもの
●地域地区境界線にて道路・河川・鉄道等によらないもの

本図の地区の境界、道路の位置、地域等は、その概略を示すもので詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」又は、「小金井市都市整備部都市計画課」に備えてある指定図書を縦覧されたい。事業計画等の詳細は各担当課でご確認ください。